

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律に関する事務取扱規則

平成27年3月30日規則第74号

第1条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号。以下「法」という。）第2条の債権の確定金額とは、納額告知書及び納付書、債務の確定金額とは、請求書及び仕訳書の各1通の金額とする。ただし、その1通に数人にかかる債権又は債務の確定金額を列記するときは、各人ごとに1通とみなす。

第2条 債権又は債務の確定金額を数節に区分し整理しなければならない場合においてその節の金額に1円未満の端数を生じるときは、その端数を適宜取捨し、各節の金額を円位に止め総額に符合させなければならない。

第3条 歳入出外の受入金又は払出金は、法第2条の債権又は債務の確定金額に該当しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。